

かもがわ

迎
奉

森野俊彦著「初心『市民のための裁判官』として生きる」を読んで

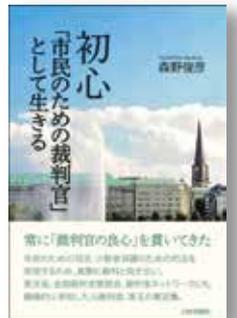
★ 著者の森野氏は、司法修習二三期で四〇年余り裁判官を務め、定年後は大阪で弁護士をしています。京都家庭裁判所に勤務されたことがあるので覚えていた方もあるかと思いますが、東京と大阪で毎年行われる法曹テニス大会にも参加する幅のある積極的な人です。

彼は、在官中、私と修習が同期（二三期）の故守屋克彦氏と志を同じくするいわゆる良心的な裁判官として知られていました。「良心的裁判官」という言葉は最近あまり使われなくなり、代わって「市民のための裁判官」という言い方が多くなったように思います。法曹界のなかでは、当事者ないし国民の方を見て裁判をする本来の望ましい姿勢の裁判官を指す言葉です。その森野氏がこの程「初心『市民のための裁判官』として生きる」という著書を出されました。その表題の頭に「初心」という言葉が付されています。それは、多くの裁判官が任官当初は市民のため国民のために職責を尽くそうと真面目に考えているけれども、そのうちに平日（魚）のように上（最高裁）ばかり見て仕事をすることを意識してしまう危険があるという現実を意識しているのかもしれない。平日裁判官というのは、勇気のない裁判官を揶揄して使われる言葉で、かつて町田最高裁判長も年頭の所感のなかで裁判官に対する戒めとして平日裁判官になると言った

★ ことがあります。

この本の帯封には、「常に裁判官の良心を貫いてきた。市民のための司法、少教者保護のための司法を実現するため、真摯に裁判と向き合い、青法協、全国裁判官懇話会、裁判官ネットワークにも積極的に参加した元裁判官の珠玉の著述集」とあります。この少し大げさな紹介からは、謹厳実直で真面目を絵に描いたような人物を思い浮べる人が多いと思いますが、実際の森野氏は、どちらかというところあまり垢抜けのしない朴訥で元裁判官らしくない普通の人と言った方がよいような人です。

★ 本の内容は、第一章「森野裁判官の半生」で、「二三期裁判官としてともかく生き延びて」という副題のもとに、大阪地裁を初任地として、大分地裁、大阪地裁、佐賀地裁、大阪地裁、和歌山地裁、京都地裁、大阪高裁と転勤した四〇年間の裁判官生活を振り返っています。「ともかく生き延びて」という言葉は、必ずしも健康体ではなかった身体をかかえて懸命に四〇年もの間職務に励んだことをうかがわせます。第二章「サイクル裁判官の四季だより」は、自転車を愛用して係属事件の現場を見聞して廻ったことを始め、「裁判官にとっても事実認定は難しい」、「少年よ、裁判官もつらいんだよ」、「夫婦って何だろう・離婚調停に見る人生模様」、「裁判官の北欧裁判のウォッチング」、「電車通勤もま



た楽し」、「家裁が変わる、裁判官も変わる」、「裁判官とブ

ラウン管」などの随想です。第三章と第四章では、森野氏

が取り組んだ少年事件と家事事件の幾つかを振り返る

とともに、その運用のあり方

についての意見と夫婦同姓

合憲判決に見られる「一歩前

になかなか出ない最高裁」に

対する厳しい批判が述べられています。第

五章は裁判への市民参加の現状とその重要

性、第六章では、裁判官任用のキャリアシス

テムを擁護する現職裁判官の論文について、

強いようで弱い現状の裁判官の存在に目を

つむるものだと批判し、裁判官の昇進昇格

が最高裁によって一方的に行われている裁

判官人事評価のあり方こそが問題なのだと

します。この本の最後は、尊敬する先輩裁判官である石松竹雄氏と守屋克彦氏の思い出を語っています。残念ながら二人とも故人になりましたが、平日裁判官とは対極に位置する気骨のある裁判官として有名な人でした。



弁護士

坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

なくせ「判検交流」

「判検交流」とは

「判検交流」とは、裁判官(判事)だった人が、人事交流によって検察官になったり、反対に、検察官であった人が裁判官になったりする制度のことを言います。

最高裁判所の言い分では、この制度は、「多様で豊かな知識、経験等を備えた法曹を育成、確保するために意義がある」とのことです。しかし、この制度は、もともと裁判官として裁く立場にあった人が、その後、刑事事件で、被告人を訴追し罪責を問う立場の検察官となったり、民事事件や行政事件で、国の代理人として国の立場を代弁していた人が、人事異動で国を被告とする裁判の担当裁判官となることを制度化するもので、裁判を利用する市民の目から見れば、裁判所と行政庁がお互いに支え合って、国の立場を擁護、忖度するいかにも不公正な制度であると考えるところは当然のことだと思えます。

東京で起きたこと

この問題が、最近注目を浴びるようになったのは、昨年九月、あるジャーナリストが国を訴えた裁判で、担当部の総括判事(裁判長)だった人が、人事異動で法務省に異動。そのうえで国側の

訴訟を担当する部局の責任者(訟務部長)に就任した事件があり、これでは、行政事件の審議内容や訴訟指揮についての方針などが法務省に筒抜けになるとして問題になったことに端を発しています。

このジャーナリストと代理人は、このような人事異動は、「裁判の公正を妨げる」として、この元裁判官が訴訟に関与しないようにとの書面を提出しました。しかし、問題が問題であるだけに、それだけでこの問題が収まるはずがなく、昨年一〇月三十一日には「公正な裁判を阻害する」として弁護士有志約三三〇人が最高裁と法務省に抗議書を提出しました。

また、参議院の法務委員会では、立憲民主党の牧山弘恵氏や社会民主党の福島みずほ氏が斎藤健法務大臣に質問し、その問題性を追及しました。

法務大臣の見解は

斎藤法務大臣は、これに対し、①法曹(法律家)は客観的な法律に従って活動するので、裁判官、検察官、弁護士の違いの立場においても、その立場に応じて職責を全うする。したがって、裁判所で国を当事者とする訴訟を担当した裁判官が、訟務局に異動し、当該

訴訟に関与することについては、直ちに、問題があるとは考えない。②国を当事者等とする訴訟の遂行に当たっては、裁判の公正性や職務の中立公正な遂行に疑念を抱かれることのないよう、かつて裁判所において担当していた訴訟には関与しないなどの対応を行っている」と答えています。

しかし、ただでさえ保身や出世を考え、同じ行政機関である国に有利な判決を書くことが多いのではないかと言われる中、しかも、神ならぬ生身の人間が、裁判官と検察官の立場を交換しあう中で、国に有利な判決や行動をとることから全く自由で解放されていることなどあり得るでしょうか。

また、「かつて裁判所において担当していた訴訟には関与しないなどの対応を行っている」との答弁は、全く事実には反しています。

さいたま地裁と金沢地裁では

その具体的な例が、二〇一六年一月に明らかになった生活保護の基準引き下げ違憲・違法訴訟(いのちのとりで裁

弁護士



尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

判)での実態です。この事件は、全国二九の裁判所、一〇〇〇人の原告が国と自治体を被告として、生活扶助基準の引き下げの取り消しと損害賠償を請求している事件です。

この事件のさいたま地裁の審理で、国の筆頭指定代理人として二〇一四年一月から法廷に立ち、国の主張を代弁していたA氏が、判検交流の結果、二〇一五年五月から金沢地裁の裁判官として全く争点の同じ「いのちのとりで裁判」を担当することになるといふ事態が発生しました。つまり、まさに問題とされた事態が発生したのです。

ところが、このA裁判官は、担当を自主的に「回避」することもなく、そのまま審理を担当していたのです。そのことが分つたのは、私も所属しているこの事件を担当する弁護士(全国組織(全国争訟ネット)で情報を交換していたときに、たまたま同じ人物ではないかとの疑問が出て確認したことによるものです。

この件については、私たち原告側が「忌避」申し立てをして二〇一六年三月三十一日に忌避が認められ、やっとA裁判官は審理から排除されました。しかし、「判検交流」の制度では、こういうことが構造的に発生することになるのです。

弁護士への人事異動で

問題は解決するか

この問題について、裁判官には、当事者の代理人として法廷に立つ経験をするのが重要なので、「判検交流」だ

けでなく「判弁交流」、つまり、裁判官が弁護士になり、反対に、弁護士が裁判官になるという方向を採れば、平等な取扱いがなされ、問題が解決するのではないかという意見があります。しかし、これは問題の本質を見誤っています。

つまり、B裁判官が弁護士になった場合、その際の依頼者の事件が、後に裁判官に戻ったB裁判官のところに係属した場合には、B裁判官は、公平さを維持するためには、この事件の担当を回避することが求められるでしょう。このことが、司法に対する市民の信頼の根源になります。しかし、C裁判官が検察官になり、国の事件を担当した後に裁判官に戻り、C裁判官のところに国の関与する事件が係属した場合、公平性を維持するために、同様の行動をとるためには、全ての国の事件を回避しなければなりません。しかし、これでは仕事になりません。裁判所に係属する事件の数が、国と民間の間では、構造的にかつ圧倒的に違うからです。

京都のように行政事件を専門的に担当する部がある場合には、このような場合に回避すれば、殆ど全ての事件を処理することができなくなる恐れがあります。反対に、行政事件を専門的に担当する部がない場合は、回避することによって、国の関与する事件を全て他の部の「判検交流」経験のない裁判官に担当してもらわなくてはならなくなり、他の部の事件の処理に大きなしわ寄せが来ることになります。

しかも、この方法では、不公正さが、

「判検」の間だけでなく、「判弁」にも拡大することになります。つまり、あらゆる問題事例があるなら、こちらでも同様な事をやらせて弁護士会もまきこもう、という発想では問題の解決にならないのです。

「判検交流」は廃止するしかない

「判検交流」には、このような構造的な問題点があるところから、刑事事件については、二〇一二年四月一日から廃止されました。ところが、民事事件や行政事件については、そのまま継続され、その結果、「不公正な事態」が現在も発生し続けているのです。

刑事事件で公平性に欠けるとされたものが、民事事件や行政事件では公平性が認められることなどあり得ません。また、裁判官が多様で豊かな知識、経験を身に着ける方法は、「判検交流」以外にいくらでもあります。

問題は、憲法で採られている「三権分立」、裁判の独立という民主主義の根幹にかかる問題が守られるかどうかの問題です。司法への信頼がなければ、この国の法治主義は成り立ちません。「判検交流」は直ちに廃止すべきです。

参考文献

尾藤廣喜「国を被告とする裁判とフェアネス」(法律文化社刊、「裁判とフェアネス」収載)

坂元和夫「裁判官・検事の交流に疑問」一九八六年六月一七日朝日新聞朝刊(論壇)

藪の中

裁判では、両当事者や証人の証言が真つ向から食い違ふというところはよくあります。意図的に嘘を証言するというところもあるでしょうが、人間の記憶がいまいちなため、無意識のうちに自分に有利な記憶が形成されるということもあるようです。私は依頼者に裁判で証明することの意味を説明するとき、「事実が茶筒だとして、上から見た人は丸い形と言ひ、横から見た人は長方形だと言うでしょう。円筒形であるとわかってもらうことが肝要です。」とたとえ話をします。まさに現実の裁判でも、真実は藪の中ということが多いのです。

「藪の中」のあらすじ

藪の中という芥川龍之介の小説「藪の中」が有名です。

この小説は、藪の中で起こった人の死に関して検非違使から尋問を受けた七人の証言を綴っています。それぞれの証言は微妙に食い違い、真相は見えないまま小説は終わってしまいます。

木樵り(きこり)の証言

第一発見者は木樵りです。藪の中で男が仰向けに倒れており、胸元に突き傷があった。縄と櫛が落ちていたが、凶器と思しき太刀などはなかった。

旅法師の証言

事件の前日、死骸の男は馬に乗った女と一緒にいた。女の顔は見えなかった。男は太刀と弓矢を所持していた。

多襄丸を捕まえた男の証言

多襄丸という名高い盗人が橋の上で唸っていたところを捕縛した。多襄丸は太刀と弓矢を持っていた。近くに死骸の男のものと思われる馬がいた。多襄丸は女好きで前にも女性を殺したことがあると言っていた。

殺された男の妻の母親の証言

娘の夫は金沢武弘という優しい気立ての二六歳の若狭の侍。娘の名前は真砂で一九歳。男にも劣らぬぐらい勝気である。現在は行方不明。

多襄丸の白状

男は殺したが、娘は殺していない。昨日の昼過ぎに夫婦とすれ違った際に娘の顔に惹かれ、彼女を奪うことを決意した。

財宝があると嘘をつき、夫婦を誘導。藪の中にて男を縄で縛り、娘を暴行した。娘はそのまま立ち去ろうとした自分を止め、「二人の男に恥を見られては生きていけない。夫か、あなたか、どちらか生き残った方についていく」と言った。その娘の燃えるような瞳を見た時に男を殺したいと思った。男の縄をほどき、太刀で決闘した末に殺害した。しかし、その隙に娘は逃げてしまった。

清水寺に来た真砂の懺悔(ざんげ)

男に暴行された後、夫に駆け寄ろうとしたが男に蹴られ、転んだ。その時、夫の瞳には、蔑みのつめたい光が浮かんでいた。あまりのショックで気絶し、



弁護士

山崎 浩一
Koichi Yamazaki

目覚めたときには男は消えていた。私が夫と一緒に死のうと言うと、笹の葉が口いっぱい詰められた夫の声は聞こえなかったが、唇の動きから「殺せ」と言ったのがわかった。足元に落ちていた自分の小刀で夫を殺害した。そして夫の縄を切り、自分も死のうとしたが、死に切れなかった。

巫女の口を借りた男の死霊の証言

盗人は妻を慰めながら「自分の妻になれ」と言った。妻は承諾し、藪の中から二人で出て行くとした時、妻は「夫を殺してくれ」と盗人に言った。

すると盗人は妻を蹴り飛ばし、自分に向かって「あの女を殺すか、助けるか、お前が決める」と言う。答えに迷っているうちに妻は逃走し、盗人も縄を切るなり逃げていった。

その後、自分は、落ちていた小刀で自害した。意識を失う直前に誰かが来て、胸の小刀を抜いて逃げ去った。

誰が犯人か

刺し傷の形状を調べれば、太刀によるものか小刀によるものかがわかるではないかという野暮な話は横に置き、証言自体から誰が犯人か判断できるでしょうか。

特異なことは三人が自分が殺した

(本人は自殺)と証言していることです。誰かを庇っていると、何か動機がない限り、自分が殺したとは言わないでしょう。

妻の裏切りにより絶望して自殺したということはあり得なくはないし、多襄丸の証言と一部相通じるところがあります。また、小刀を胸から抜いたのは、自分が犯人と疑われないようにと妻が立ち戻って抜いたとも考えられます。

では、何故、妻はあえて自分が殺したと言ったのでしょうか。小説には書かれていませんが、もしかしたら本当は、妻は離婚を望んでいたが、夫が応じてくれなかったので、これ幸いに殺したということはないでしょうか。そうすると妻が犯人だとも考えられます。

それなら、何故、多襄丸は嘘をついたのか。舞台となった平安時代は決闘は英雄視されていて、女性をめぐって堂々と戦ったと自慢でもしたかったのでしょうか。

しかし、どの証言も、辻褄が合わず、これこそが真実を述べたものだ、と断定することができません。

辻褄が合わないということは、誰も犯人として起訴できないということになります。

人間の心理の不可解さ

しかし、考えてみると、この小説は推理小説ではありません。作者は、ある状況におかれた人間がどのように感情が動き、行動をするかということ、それぞれの立場にある人間ごとに示したのではないかという気がします。

妻への暴行、夫の死という結果が起きていたとしても、様々な行動が起り得る、それが人間の世界であるというメッセージははっきりと感じられます。短い文章だからか、殺意が芽生える過程の描写には見事な迫力があります。不自然に思える自白も、自白をした者の心情からすれば、必然であつたかもしれませぬ。

まさに、人間社会全体が藪の中とも言えるわけです。

裁判で真実を探求することの難しさももうなづけます。

なお憲法三八条三項が「何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と定めていることをご紹介しておきます。



芥川 龍之介(日本の小説家)

「大河ドラマ」から見る中国

ふと動画配信サイトを覗いたことがきっかけで、最近中国ドラマ（特に時代劇）にはまってしまい、かなり多くの作品を視聴しました。NHKの大河ドラマのようなもので、一話四五分、五〇から六〇話で一作品というものが多くを占めます。もともと、一見して衣装、セット、動員力などの豪華さは、段違いです。NHKの大河の制作費は一作品三〇億円前後のようですが、中国では一〇〇億円を超えることは珍しくなく、例えば、現在NHKで放送中の「上陽賦」は一七〇億円と報じられています。他方、中国ドラマは検閲の下で作成・放映がなされていることから、内容的には党や政府の考え方に反することがないよう、あるいはそれに副うようになっていることがはつきりしています。それ故、支配層の力をもってしても変え難い伝統的な価値観、道徳、風俗習慣等は残されているともみられますので、現代の中国社会や中国人と向き合う際に参考となるところは大きいように思います。時代劇の舞台は、ほぼ紀元前一〇〇〇年ころの周（西周）王朝から二〇世紀初めころの清朝までと三〇〇〇年近くにわたりますが、どのドラマでもほぼ共通して印象に残ったシーンがありますので、以下難しい話は抜きにして、思い付くまま並べてみることにします。

★
まず、人が殺されるシーンが非常に多く、殺される人の数も半端ではないところは強烈です。覇権争い、王朝や貴族といった支配階層内部の権力争い、内乱、異民族との戦い、支配維持のための弾圧など中国の歴史はこれらの繰り返しであり、その過程での犠牲者の数は、日本では想像できない夥しさという史実は動かせないということなのでしょう。ただし、このような犠牲を伴う事を起こすに当たっては、そこに「大義」があるかどうかを検討するシーンがしばしば登場します。古く春秋左伝に「大義親を滅す」という言葉が出てきますが、これは、現代中国においても妥当しているのでしょうか。

★
人が殺されますと、「敵討ち」、「仇討ち」が残されたものの義務として必ず登場しますし、その際の怨みも描かれます。日本にもある概念ですが、その徹底ぶりは比較になりません。一代で果たせなければ次に続きます。これは現代にも生きていますので、心しておくべきことです。
これと対になる「恩返し」も非常に重要な道徳、行為規範であり、ドラマの随所に出てきます。
これらは、道徳としてよく理解できるものですが、日常的に登場する（ドラマでも頻繁に出てくる）のが貸し借りです。金銭的なことに限らず、ちよつと何かしてあげ

たということでも貸し借りの対象となり、借りがあることを忘れると大変です。貸し借りが対象を変えながら続いているということは良い関係が続いているということを意味しているようであり、このことは中国とビジネスのガイドブックにも出てきます。

一族、親族、同門の結束は非常に強く、それぞれの中での序列と礼儀も明確にされています。中国語では、親族の呼び方は細かく単語が決まっていますし、決まっていない部分は、数字で順序が示され、それと呼ばれたりしますので、頭に入れるのは一苦労です。

★
ドラマでは、何か失敗をすると、すぐ「罰」を受けます。「と自分で申告する」というシーンが時代を問わず、よく出てきます。ちよつと大げさでないかと感じますし、本を読みますと、中国人は自分の身は自分で守るという意識が強く、非を認めたり、謝罪すると周りから徹底追及を受けることなどから、そういう態度には出ないといった記述もあります。ここはまだ理解できないところもあります。

★
まだまだありますが、日本のドラマや洋画とは別の面白さがあることは確かです。



弁護士

鍛田 則仁
Norihito Kuwata

トランクと原点

今年、「車があれば簡単だったのに……」という出来事が何度もあり、ついに車を購入しました。鉄道が遠くタクシーがなかなか呼べないような地域での仕事や、大部の事件記録を抱えて移動していた裁判が一気に楽になり、今となつては車なしの仕事は考えられませんが、購入する車を検討するにあたり、最後まで悩んだのがセダンタイプにするか否かでした。セダンとは、いかにも車という形状の乗用車で、タクシーやパトカーによく採用されているトヨタ社のクラウンなどをイメージしていただければ分かりやすいと思います。セダンの何が良かったのかというと、シルエットや走行性能など色々挙げられるのですが、一番は安全性の高さでした。セダンは、3ボックスという形状で、エンジンルーム、居住スペースそしてトランクルームがそれぞれ独立しているため、前後からの衝撃に対して居住スペースが守られやすいという特徴があるのです。

★ 私がこの知識を得たのは、高校生の頃でした。書店でたまたま手に取ったのが、冲方丁『マルドゥック・スクランブル』(二〇〇三年、ハヤカワ文庫「二〇一〇年、完全版」)でした。このSF小説のハイライトであるカジノシーンで、主人公とディーラーがブラックジャックで対決する局面があります。勝負のシーンは最高に心を掴まれるのですが、印象深いのがそのディーラーの言葉です。

ディーラーが語ったのは、ディーラーの兄が車の運転中に立ち往生している人物を助けたところ、実はそれが遭難者を装った強盗であり、ディーラーの兄は強盗に車のトランクに詰め込まれて放置され殺されてしまったというエピソードでした。兄が殺された状況を体感するため自ら車のトランクに閉じこもったディーラーは、恐怖を覚えたものの、外にいた父親に脱出用フックの存在を教えてもらいトランクから脱出できたことを語ります。

★ 「もしあのとき、兄にそうした車の知識があつたら……」

「あるいは、フックがあることを教えてくれる誰かがいたら」

「そしてまた、そしてまた、フックを自力で見つけられる運があつたら……それら三つのうち、どれかがあつたならば、兄は死ななかつたら」

「それら三つのうち、どれを持っているか。あるいは一つも持てないか。それが人生の分かれ目だ。」

(同書『The Third Exhaust 排気』完全版「二四〇・二四二頁より」)

★ 当時の私にこのエピソードの印象は強く残りました。ちょうどその頃、私は、大学入試を目前にしていたものの、「自分は文系だし、法学部に入って法学が自分に合うようだったら司法試験をやってみようか」という程度の漠然とした考えしかもっていませんでした。弁護士に対しても、「ドラマでたまに見る裁判をする資格」[文系で一番難しい仕事]程度の解像度で捉えているだけだったので。

この本を読んでからあらためて法学部や弁護士について調べると、弁護士とは、法学という「知識」をもって、他人の「助力となる人」だという新たな捉え方をするようになりました。先のディーラーの言葉を借りれば、人生を左右する要素のうち2つを提供する仕事だということになるわけです。思えば、この本と出会った頃から、進路を法学部に定めて司法試験を受験するのだと言う考えを固めていった気がします。

試乗車のセダンのトランクを開けて内部を見ながら、ふとそんなことを思い出しました。



弁護士

齋藤 亮介
Ryosuke Saito

「羽生名人」の記憶

最近、若干一〇代で将棋の主要タイトルルの五つを制覇し五冠王となった、藤井聡太五冠の活躍などもあり、「観る将」などといって、将棋を指すことよりもプロの対局中継や棋士の動向に注目し楽しむファン層が増えているようです。

私自身は、深く考えることが苦手で、駒の動かし方くらいしか将棋のことを知りません。ただ、小学校低学年の頃、羽生善治名人が当時の七つの主要タイトルル全てを制覇した七冠王になったというところで、非常に大きなニュースになったことを印象深く覚えていました。当時通っていた学習塾では、七冠王の記念ステッカー（今でも家にあります。）が配られるといったイベントがあったこともあり、私の中では将棋といえば羽生名人という印象を大人になった今でも未だに強く持っています。しかし、調べてみると、その話も一九九六年と、今から約二十七年も前のことでした。

私にとってはそのような印象のままの「羽生名人」ですが、先日、その羽生善治九段が、挑戦者決定リーグを全勝で

勝ち抜き、主要タイトルの一つである「王将」のタイトル戦に挑戦する権利を得たというニュースを目にしました。二十七年前に七冠を取った棋士が、今でも主要タイトルに挑戦するというニュースには、非常に驚くと共に感動すら覚えてしまいました。

羽生九段は、現在五十二歳で、通算獲得タイトル一〇〇期という偉業まであと一期というタイトル戦となるようで、しかも対戦相手は、現在二〇歳の藤井五冠（王将）となるとのこと、なんと三十二歳差の対局となります。

新旧の絶対王者の対決ということ、漫画やアニメでもあまりなさそうなドラマチックな展開のように感じますが、早速本年一月八日からの第一局を皮切りに、三月下旬までに七番勝負が予定されているとのことでした。

このように数十年にわたって活躍する羽生九段ですが、近年AIを活用した研究が発達して戦術が変化し、また自身の加齢による記憶力、集中力の低下などもあって、ここ数年は苦しんでいたようです。ですが、ベテランならではの経験を生かしながら、AIの影響を受けた戦術も研究し、見事復活を遂

げたとのことでした。

羽生九段は、著書「決断力」（二〇〇五年・角川書店）において、『報われないかもかもしれないところで、同じ情熱、気力、モチベーションをもって継続してやるのは非常に大変なことであり、私は、それこそが才能だと思っています。』と記しています。

正に羽生九段の生き方を表したような名言ですが、自身を振り返ってみても、うまくいくか分からないところでも、うまくいくか分からないところでも、継続して行うことの難しさと、その大切さを感じます。

私も弁護士になってから今年で八年目となりますが、この仕事もうまくいくかどうか分からないこと、先行きの見通せないことの連続です。そのような中で、どれだけ粘り強くモチベーションをもって努力を継続できるかが大事なのだと改めて認識させられる機会となりました。

弁護士



鋏田 透
Toru Kuwata

災害からの安全な京都づくり条例

自然災害の頻発

ここ数年、毎年のように大雨、地震、台風等の自然災害によって大きな被害が全国で生じています。京都府においても、平成二四年度には京都府南部豪雨、平成二五年度には台風第一八号、平成二六年度には八月豪雨等と、風水害及びそれに伴う土砂災害によって大きな被害が出ました。今後も、短時間の大雨が増加する傾向にあるとのことですので、新たな災害発生のおそれがあります。

このような現状を踏まえて、自然災害による被害を未然に防止する、自然災害に的確に対応するために、法改正・法制整備がなされているものもあります。私たちのいる京都府では、このような頻発する災害に対症的な対策では限界があり、防災対策を抜本的に見直すべく、平成二八年八月に、「災害からの安全な京都づくり条例」が施行されています。これは、今後発生するおそれがある風水害や地震・津波等に的確に対応するべく、京都府が府民と災害危険情報を共有し、まちづくりの段階から防災対策を進めることで災害予防の質を高め、安心・安全に暮らすことができる京都府を実現するために、制定されたものです。

条例の特徴等

この条例では、防災の対策の基本を、「自助(自らの身は自分で守る)、互助(住民レベルでみんなで助け合う)・共助(事業者、NPO、ボランティアなどの取組)、公助(公的機関による防災対策)」とし、府、国、市町村及び府民等が連携、協働して実施する取組、つまりみんなで力を合わせて安心・安全な京都づくりをするための取組を規定しています。

行政だけではなく、府民も「自らの身は自分で守る」という理念に基づいて行うべき取組が規定されており、私たちにとっても重要な条例です。

私たちが取り組むべきこととして、「災害危険情報などの把握、地域住民との共有」「指定緊急避難場所、避難路、避難方法の確認」「建築物の耐震性能の向上等、初期消火用具の設置」「屋内における家具等の安全性の確保」「防災訓練への参加」「備蓄、避難時持ち出しの準備」等が規定されています。

どれもこれまでに防災対策としてどこかで聞いたことがある内容ですが、どれも防災上重要なことで、今一度確認しておくべきことばかりです。

事業者に対する取組も定められていますが、宅建業者の特定災害危険情報(洪水浸水想定、津波浸水想定、土砂災害

警戒区域等基礎調査結果など)の把握、開発事業者が一ヘクタール以上の開発を行う場合、一定の条件により調整池の設置・維持管理を義務として定めており、対象となる事業者は注意が必要です。詳しくは京都府のホームページでご確認ください。



被災した地域に比べ、被災していない地域では、私自身も含め、気にはかけているものの、どうしても防災に対する意識が低くなりがちな気がします。災害が発生してから、避難場所を検索しようにも、携帯電話が使えない、備蓄用品があっても賞味期限が切れていた(私の場合、確認したところ、備蓄用の水・食料の賞味期限がとくに切れていました。)、家具の安全が確保できていなかったなど、災害が発生してから後悔することがないように、準備をする時間がある今、改めて、防災対策を見直そうと思います。一人一人の取組が安心・安全に暮らせる京都を実現することにつながりますので、皆さまも一度、ご自身の防災対策を見直してみるのはいかがでしょうか。

弁護士

No Printing

渡邊 遥香
Haruka Watanabe

かもがわ講座

～写真の利用に関する注意点～

ウェブサイトやSNS、広告など、今やさまざまな場面において写真を利用する場面があります。今回は、人の写真の利用に関する法的問題について概観します。

〈肖像権〉

人を被写体とした場合、まず問題になるのは肖像権です。最高裁は、肖像等につき「個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」と判示しています(最判平成24年2月2日「ピンク・レディー事件」)。人格権侵害の違法性については、多くの場合、問題となる行為が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかという観点から審査されており、肖像権侵害についても概ね同様の考え方が妥当します。

どのような場合に受忍限度を超えるのかに関しては、被写体のどのような姿を捉えたものであるかが重要です。自宅等の私的空間におけ

る姿や、告別式等での姿、警察に身体拘束されている姿などが一般に公開を望まない姿を撮影・公表することは肖像権侵害と評価される可能性が高いでしょう。反対に、公園や公道等の公共空間における姿の写真の利用については、必ずしも肖像権侵害になるとは限りません(ただし、利用方法が不穏当であればやはり肖像権侵害になり得ます)。

では、被写体を特定できないように加工した場合はどうでしょうか。この点については事例の集積はまだ乏しいですが、実務上は、個人の特定ができない以上は違法性を否定する事情になるという見解が優勢です。これに反対する見解もありますが、違法性判断で考慮しないとしても、損害の有無を検討する段階では一定の考慮がなされる可能性はあるでしょう。

〈パブリシティ権〉

上記の「ピンク・レディー事件」において、最高裁は、人の氏名や肖像な

どは、「商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合がある」とし、「このような顧客吸引力を排他的に利用する権利」としてパブリシティ権も人格権に由来するものとして保護されるとしました。ここにおいて顧客吸引力を持つ肖像とは、要するに有名な人の肖像を意味します。

有名人の写真の利用態様などから専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合には、このパブリシティ権を侵害することになりますので、利用方法には注意を要します。

〈その他の権利侵害の問題〉

その他にも権利侵害の問題が生じることがありますが、人の写真の利用に関しては、まず肖像権侵害が問題となり、その態様次第でプライバシー権や名誉毀損の問題にもなり得ます。これらを守るためにも、まずは穏当な方法で利用することが重要でしょう。

